

令和 8 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引 寄居町

本町税務行政につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となり、償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、償却資産の所在地の市町村長に申告していただくことになります。（地方税法第383条）

つきましては、この手引をご参照いただき、償却資産申告書等を作成の上、申告期限までにご提出ください。

申告期限

令和 8 年 2 月 2 日（月）

提出先

寄居町役場 税務課 資産税班

〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

TEL 048（581）2121（代表） 内線159・160

1. 郵便、信書便又は直接窓口で受付しています。
2. eLTAX(エルトックス)による電子申告も受付していますのでご利用ください。
3. 申告書の控えに受付印の押印を必要とする方で、郵送により提出される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
4. 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書右下「備考」にその旨を記入いただきご提出ください。
5. 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ずご提出ください。
6. 「償却資産申告書」、「種類別明細書」は寄居町公式ホームページよりダウンロードできますので必要に応じてご利用ください。

寄居町ホームページ：<https://www.town.yorii.saitama.jp/>

[ホーム](#) ▶ [暮らしの情報](#) ▶ [税金](#) ▶ [固定資産税](#) ▶ [償却資産の申告](#)

目次

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方	1
2 提出する書類	1
3 電算処理により全資産申告をされる場合	2
4 申告書等の記載方法	3

II 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲について	7
2 償却資産の主な種類について	8
3 業種ごとの主な償却資産の例	9
4 建築設備の家屋と償却資産との区分について	10
5 テナント等が取付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について	11
6 リース資産と納税義務者	11
7 取得価額における消費税の取扱い	12
8 国税の取扱いとの比較	12

III 償却資産の評価について

1 償却資産の評価と課税について	13
2 減価率及び減価残存率一覧表	15
3 耐用年数表（参考）	16

IV その他

1 非課税及び課税標準の特例とされる資産について	18
2 虚偽の申告及び不申告について	18
3 実地調査について	18

V 償却資産 Q & A

エルタックス

eLTAXによる電子申告について

寄居町では、eLTAXを利用した電子申告も受付しています。

詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

電話でのお問い合わせ（ヘルプデスク）：0570-081459

上記でつながらない場合：03-6745-0720

受付日：月曜～金曜（土・日・祝日・年末年始 12/29～1/3を除く）

受付時間：9:00～17:00

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付け等、事業を行っている会社や個人の方で、1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

2 提出する書類

初めて申告される方……全資産を申告してください。

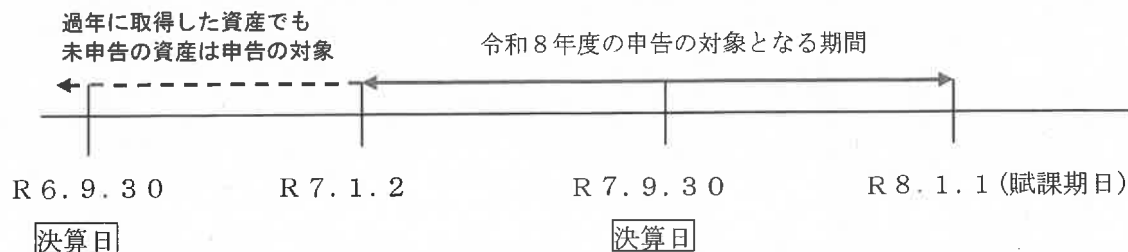
対象者	①令和7年1月2日から令和8年1月1日の間に、新たに寄居町内で事業を始められた方（リース資産を設置した場合も含まれます） ②その他、今年度初めて償却資産の申告を行う方
対象資産	令和8年1月1日現在、寄居町内に所在し、事業の用に供することのできる全償却資産
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	該当する償却資産のない方は、申告書右下の「18備考（添付書類等）」に「該当資産なし」と記載して提出してください。

前年度までに申告されている方……増減した資産について申告してください。

対象者	前年度（令和7年度）までに申告されている方
対象資産	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの増加及び減少資産（ただし、 <u>令和7年1月1日以前の増加及び減少でも未申告のものについてはこれを含めてください</u> ）（下の例を参照）
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用） ③種類別明細書（減少資産用）
その他	①令和7年中に増加及び減少資産がなかった場合は、申告書右下の「18備考（添付書類等）」に「増減なし」と記載してください。 ②法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても、 <u>漏れのないようにご注意ください</u> 。（下の例を参照）

***電算処理により全資産申告をされる方は、2ページをご覧ください。**

（例） 1年決算法人で、決算日が9月30日の場合



提出書類一覧表

申告区分		提出書類	償却資産 申告書	種類別明細書		申告書の備考欄・留意事項
				増加資産・ 全資産用	減少 資産用	
初めて 申告さ れる方	申告する資産がある場合		○	○		・全資産を申告してください。
	申告する資産がない場合		○			・「該当資産なし」と記載してください。
前年度までに 申告されている方	資産に増減がない場合		○			・「増減なし」と記載してください。
	増加した資産がある場合		○	○		
	減少した資産がある場合		○		○	
	資産に増減がある場合		○	○	○	
	廃業・解散等をした場合		○			・廃業等の日付を記載してください。
	所有者死亡による 相続をした場合		○	△	△	・申告書の氏名欄に相続人の氏名、備考欄に 亡くなった方(被相続人)の氏名と相続をした年 月を記載してください。 ・資産の内容に変更(増減)があった場合は、 種類別明細書も併せて提出してください。
電算申告をしている方			○	○	○	

3 電算処理により全資産申告をされる場合

償却資産申告書	①全国統一様式（第26号様式）により、記載事項の全てを記載してください。 ②所有者コード、評価額（ホ）欄、決定価格（ヘ）欄及び課税標準額（ト）欄について、必ず記載してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	①必ず全資産を申告してください。（資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください。） ②前年中の増加・減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。電子申告の場合には、前年度の増加・減少資産の明細書をPDF等で添付してください。 ③全資産について、評価額を記載してください。 ④課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。（特例ごとの集計表も併せて提出していただきますよう、ご協力をお願いします。） ⑤評価額の最低限度額は、取得価額の5/100に相当する額です。 ⑥改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区分して申告してください。

4 申告書等の記載方法

(1) 償却資産申告書の記載方法

※新規に申告される方は、記載の必要はありません。

申告内容についてお問い合わせをする場合は、必ず明記してください。

第二十六号様式 (提出用)		令和○年 1月 ○日		令和○年度		償却資産申告書 (償却資産課税台帳)		※所有者コード 123456789	
受付印		寄居町長様		〒369-×××××		3 個人番号又は法人番号		8 短期耐用年数の承認	
住所 1 (ふりがな) 住 所 又は納税通 知書送達先		〒369-×××××		048-581-×××××		4 事業種目 (資本金等の額)		9 増加償却の届出	
氏 名 2 (ふりがな) 法人にあつ てはその名 称及び代表 者の氏名		〇〇〇〇 株式会社		たろう 太郎		5 事業開始年月		10 非課税該当資産	
						6 この申告に添着する 者の印鑑及び氏名		11 課税標準の特例	
						7 税理士等の氏名 (番号)		12 特別償却又は圧縮記帳	
								13 税務会計上の償却方法	
								14 青色申告	
								15 市(区) 町村内に おける事業 所等資産の 所在地	
								16 借用資産 貸主の名称等	
								17 事業所用家屋の 所有区分	
								18 備考 (添付書類等)	
								19 事業所用家屋の 所有区分	
								20 備考 (添付書類等)	
								21 事業所用家屋の 所有区分	
								22 備考 (添付書類等)	
								23 事業所用家屋の 所有区分	
								24 備考 (添付書類等)	
								25 事業所用家屋の 所有区分	
								26 備考 (添付書類等)	
								27 事業所用家屋の 所有区分	
								28 備考 (添付書類等)	
								29 事業所用家屋の 所有区分	
								30 備考 (添付書類等)	
								31 事業所用家屋の 所有区分	
								32 備考 (添付書類等)	
								33 事業所用家屋の 所有区分	
								34 備考 (添付書類等)	
								35 事業所用家屋の 所有区分	
								36 備考 (添付書類等)	
								37 事業所用家屋の 所有区分	
								38 備考 (添付書類等)	
								39 事業所用家屋の 所有区分	
								40 備考 (添付書類等)	
								41 事業所用家屋の 所有区分	
								42 備考 (添付書類等)	
								43 事業所用家屋の 所有区分	
								44 備考 (添付書類等)	
								45 事業所用家屋の 所有区分	
								46 備考 (添付書類等)	
								47 事業所用家屋の 所有区分	
								48 備考 (添付書類等)	
								49 事業所用家屋の 所有区分	
								50 備考 (添付書類等)	
								51 事業所用家屋の 所有区分	
								52 備考 (添付書類等)	
								53 事業所用家屋の 所有区分	
								54 備考 (添付書類等)	
								55 事業所用家屋の 所有区分	
								56 備考 (添付書類等)	
								57 事業所用家屋の 所有区分	
								58 備考 (添付書類等)	
								59 事業所用家屋の 所有区分	
								60 備考 (添付書類等)	
								61 事業所用家屋の 所有区分	
								62 備考 (添付書類等)	
								63 事業所用家屋の 所有区分	
								64 備考 (添付書類等)	
								65 事業所用家屋の 所有区分	
								66 備考 (添付書類等)	
								67 事業所用家屋の 所有区分	
								68 備考 (添付書類等)	
								69 事業所用家屋の 所有区分	
								70 備考 (添付書類等)	
								71 事業所用家屋の 所有区分	
								72 備考 (添付書類等)	
								73 事業所用家屋の 所有区分	
								74 備考 (添付書類等)	
								75 事業所用家屋の 所有区分	
								76 備考 (添付書類等)	
								77 事業所用家屋の 所有区分	
								78 備考 (添付書類等)	
								79 事業所用家屋の 所有区分	
								80 備考 (添付書類等)	
								81 事業所用家屋の 所有区分	
								82 備考 (添付書類等)	
								83 事業所用家屋の 所有区分	
								84 備考 (添付書類等)	
								85 事業所用家屋の 所有区分	
								86 備考 (添付書類等)	
								87 事業所用家屋の 所有区分	
								88 備考 (添付書類等)	
								89 事業所用家屋の 所有区分	
								90 備考 (添付書類等)	
								91 事業所用家屋の 所有区分	
								92 備考 (添付書類等)	
								93 事業所用家屋の 所有区分	
								94 備考 (添付書類等)	
								95 事業所用家屋の 所有区分	
								96 備考 (添付書類等)	
								97 事業所用家屋の 所有区分	
								98 備考 (添付書類等)	
								99 事業所用家屋の 所有区分	
								100 備考 (添付書類等)	
								101 事業所用家屋の 所有区分	
								102 備考 (添付書類等)	
								103 事業所用家屋の 所有区分	
								104 備考 (添付書類等)	
								105 事業所用家屋の 所有区分	
								106 備考 (添付書類等)	
								107 事業所用家屋の 所有区分	
								108 備考 (添付書類等)	
								109 事業所用家屋の 所有区分	
								110 備考 (添付書類等)	
								111 事業所用家屋の 所有区分	
								112 備考 (添付書類等)	
								113 事業所用家屋の 所有区分	
								114 備考 (添付書類等)	
								115 事業所用家屋の 所有区分	
								116 備考 (添付書類等)	
								117 事業所用家屋の 所有区分	
								118 備考 (添付書類等)	
								119 事業所用家屋の 所有区分	
								120 備考 (添付書類等)	
								121 事業所用家屋の 所有区分	
								122 備考 (添付書類等)	
								123 事業所用家屋の 所有区分	
								124 備考 (添付書類等)	
								125 事業所用家屋の 所有区分	
								126 備考 (添付書類等)	
								127 事業所用家屋の 所有区分	
								128 備考 (添付書類等)	
								129 事業所用家屋の 所有区分	
								130 備考 (添付書類等)	
								131 事業所用家屋の 所有区分	
								132 備考 (添付書類等)	
								133 事業所用家屋の 所有区分	
								134 備考 (添付書類等)	
								135 事業所用家屋の 所有区分	
								136 備考 (添付書類等)	
								137 事業所用家屋の 所有区分	
								138 備考 (添付書類等)	
								139 事業所用家屋の 所有区分	
								140 備考 (添付書類等)	
								141 事業所用家屋の 所有区分	
								142 備考 (添付書類等)	
								143 事業所用家屋の 所有区分	
								144 備考 (添付書類等)	
								145 事業所用家屋の 所有区分	
								146 備考 (添付書類等)	
								147 事業所用家屋の 所有区分	
								148 備考 (添付書類等)	
								149 事業所用家屋の 所有区分	
								150 備考 (添付書類等)	
								151 事業所用家屋の 所有区分	
								152 備考 (添付書類等)	
								153 事業所用家屋の 所有区分	
								154 備考 (添付書類等)	
								155 事業所用家屋の 所有区分	
								156 備考 (添付書類等)	
								157 事業所用家屋の 所有区分	
								158 備考 (添付書類等)	
								159 事業所用家屋の 所有区分	
								160 備考 (添付書類等)	
								161 事業所用家屋の 所有区分	
								162 備考 (添付書類等)	
								163 事業所用家屋の 所有区分	
								164 備考 (添付書類等)	
								165 事業所用家屋の 所有区分	
								166 備考 (添付書類等)	
								167 事業所用家屋の 所有区分	
								168 備考 (添付書類等)	
								169 事業所用家屋の 所有区分	
								170 備考 (添付書類等)	
								171 事業所用家屋の 所有区分	
								172 備考 (添付書類等)	
								173 事業所用家屋の 所有区分	
								174 備考 (添付書類等)	
								175 事業所用家屋の 所有区分	
								176 備考 (添付書類等)	
								177 事業所用家屋の 所有区分	
								178 備考 (添付書類等)	
								179 事業所用家屋の 所有区分	
								180 備考 (添付書類等)	
								181 事業所用家屋の 所有区分	
								182 備考 (添付書類等)	
								183 事業所用家屋の 所有区分	
								184 備考 (添付書類等)	
								185 事業所用家屋の 所有区分	
								186 備考 (添付書類等)	
								187 事業所用家屋の 所有区分	
								188 備考 (添付書類等)	
								189 事業所用家屋の 所有区分	
								190 備考 (添付書類等)	
								191 事業所用家屋の 所有区分	
								192 備考 (添付書類等)	
								193 事業所用家屋の 所有区分	
								194 備考 (添付書類等)	
								195 事業所用家屋の 所有区分	
								196 備考 (添付書類等)	
								197 事業所用家屋の 所有区分	
								198 備考 (添付書類等)	
								199 事業所用家屋の 所有区分	
								200 備考 (添付書類等)	
								201 事業所用家屋の 所有区分	
								202 備考 (添付書類等)	
								203 事業所用家屋の 所有区分	
								204 備考 (添付書類等)	
								205 事業所用家屋の 所有区分	
								206 備考 (添付書類等)	
								207 事業所用家屋の 所有区分	
								208 備考 (添付書類等)	
								209 事業所用家屋	

種類別明細書(増加資産・全資産用)

(2-①) 種類別明細書の記載方法 (初めて申告される方)

※所有者コード				令和○年度		※		※				所有者名		3枚のうち	
記載不要												〇〇〇〇株式会社 〇〇太郎		1枚目	
資産の 種類	資産 コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額	耐用 年数	減価 残存率	価額	※課税標準の特例 コード	※課税標準額	増加 事由	摘要			
1	1	道路舗装工事	1R	7 4	350,000	10					1				
2	1	エレベーター	1R	7 6	8,000,000	17					1				
3	2	印刷機	1R	7 6	10,000,000	10					1				
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
												小計			

※資産の種類、取得年号は次の区分にしたがって記載してください。

資産種類	取得年号
1 構築物	M 明治
2 機械及び装置	T 大正
3 船舶	S 昭和
4 航空機	H 平成
5 車両及び運搬具	R 令和
6 工具、器具及び備品	

記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合や、課税標準の特例がある場合は記載してください。

下記「注意」のとおり記載してください。

注意 「増加事由」の欄は 1新品取得 2中古品取得 3移動による受け入れ 4その他いずれかを選択してください

(2-2) 種類別明細書の記載方法 (修正・増加した資産がある方)

種類別明細書(増加資産・全資産用)

※所有者コード				※		所有者名			3枚のうち			
123456789						株式会社〇〇太郎			1枚目			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月 年 号	取得価額	耐用年数	減価 残存率	価額	※課税標準の特例 コード	増加事由	摘要
1	1	101	道路舗装工事	1	S 58 4	1,000,000	10				1・2 3・4	
2	1	102	エレベーター	1	H 2 4	8,000,000	17				1・2 3・4	
3	2	202	印刷機	1	H 15 10	15,000,000	10				1・2 3・4	
4	6	601	パソコン	3	H 15 10	600,000	4				1・2 3・4	
5	6	602	自動販売機	1	H 18 12	500,000	5				1・2 3・4	
6	6	603	テレビ 液晶テレビ	1	H 18 12	500,000	5				1・2 3・4	修正
7	2		印刷機	1	R 7 4	10,000,000	10				1・2 3・4	
8	6	②	看板	1	R 7 7	100,000	3				1・2 3・4	
9	※用紙は複写式ではありません。 ※用紙が不足する場合には、あらかじめ必要枚数をコピーして、そのうちご記入ください。 ※全資産が印刷されておりますので、資産の増加・修正を参考に記載してください。											
10	①資産に修正があった場合…変更箇所に扶線を引き、その欄内に修正内容を記載してください。 耐用年数に変更がある場合は、適用誤りによるものか、税制改正によるものかが分かるように記載してください。 「摘要欄」に「修正」と記載してください。											
11	②増加資産があった場合…印刷されている既存の資産明細の後に、追加して記載してください。											
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
小計												

注意 「増加事由」の欄は 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他いずれかに○印を付けてください

(3) 種類別明細書の記載方法 (減少した資産がある方)

第二十六号様式別表二 (提出用)

令和 ○ 年度		種類別明細書 (減少資産用)										所有者名		枚のうち	
所 有 者 コ ー ド		123456789										〇〇〇〇 株式会社 〇〇太郎		1 枚のうち	
行 番 号	資産の種類	減 少 の 事 由 及 び 区 分	申 告 年 度	耐 用 年 数	取 得 価 額	取 得 年 月	数 量	資 産 の 名 称 等	資 産 コー ド	要 項	1	2			
		1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他				年 月					1	2			
01	〇〇〇〇 敷地内ブロック塀	2			210,000	3 6 10	1								
02	▲ 自動梱包機	1			590,000	4 20 6	2								
03	紙折り機	3			1,890,000	4 20 9	1								
04	自動販売機	2			1,440,000	4 17 10	3								
05	事務机	2			178,000	4 19 8	2								
06															
07															
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
小 計										9	4,308,000				

資産コードを記載してください。

取得年号
1 明治
2 大正
3 昭和
4 平成
5 令和

資産の種類、取得年号は次の区分にたがって記載してください。
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品

減少した数量を記載してください。
資産の一部が減少した場合は、実際に減少した数量を記載してください。

取得価格を記載してください。
資産の一部が減少した場合は、実際に減少した金額を記載してください。

摘要に詳細を記載してください。

Ⅱ 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、そのうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合等においても、償却資産に該当します。

（１）次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産（償却済資産を含む）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
- ④ 遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産）
- ⑥ 決算期以後１月１日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

（２）少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産） の取扱い
個人の場合 (平成11年1月1日以後に取得した資産)	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合 (平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産)	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産（合計額300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。

(3) 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- ⑤ 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象です。）
- ⑥ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。）
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。（平成20年4月1日以後契約分）

2 償却資産の主な種類について

資 産 の 種 類		細 目 （例）	
第1種	構 築 物	駐車場の舗装、屋外看板等の広告設備、門、塀、外灯、緑化施設 等	
	建 物 附 属 設 備	受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備 等 *詳しくは10ページ【4 建築設備の家屋と償却資産との区分について】をご参照ください。 建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した内装、造作、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備 等	
第2種	機 械 及 び 装 置	製 造 機 械 設 備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置 等
		土 木 建 設 機 械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000」～「099」のもの。）ブルドーザー、パワーショベル 等
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤 等
		搬 送 設 備	クレーン、コンベアー 等
		そ の 他 設 備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備、太陽光発電設備 等
第3種	船 舶	モーターボート 等	
第4種	航 空 機	ヘリコプター 等	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900」～「999」のもの。）、構内運搬車 等 （自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く。）	
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具 等	

3 業種ごとの主な償却資産の例

業 種	課 税 対 象 と な る 主 な 償 却 資 産
各 業 種 共 通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備、その他
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲 食 店	接客用の家具及び備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他
理 容 業 ・ 美 容 業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、サインポール、看板、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、その他
医 院 ・ 歯 科 医 院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン、歯科診療用ユニット）、各種キャビネット、待合室いす、その他
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、その他
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は分類番号「9」、「90」～「99」、「900～999」、「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。）、その他
パ チ ン コ 店 ゲ ー ム セ ン タ ー	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、防犯監視設備、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサー、その他
ガ ソ リ ン ス タ ン ド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火設備、その他
金 属 加 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具、その他
不 動 産 賃 付 業	金属造・コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、発電機設備、中央監視装置、駐車場舗装、門、塀、共同住宅の附帯設備（駐車場、門、フェンス、植栽、外構など）、その他
駐 車 場 業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置、その他
農 業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、農業用器具、その他
印 刷 業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、その他

4 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。（次ページ【5 テナント等が取付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について】を参照してください。）

家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備、(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
空調設備	空調設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓、スプリンクラー設備等	○			◎
	換気設備	ルームエアコン(壁掛式)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
その他の設備	運搬設備	上記以外の設備	○			◎
		工場用ベルトコンベア、垂直搬送機				◎
	厨房設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダウエーター)等	○			◎
		顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
	その他の設備	上記以外の設備	○			◎
外構工事	外構工事	冷凍・冷蔵倉庫等における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
		工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

* 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

5 テナント等が取付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について

家屋の所有者以外の者（テナント等）が取付けた家屋の附帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。

附帯設備（建築設備）の家屋と課税区分及び納税義務者について

	取 付 者	附 帯 設 備	課 税 区 分	納 税 義 務 者
①	家 屋 所 有 者 (ビ ル 賃 貸 業)	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、 給排水設備、ガス設備	家 屋	家 屋 所 有 者 (ビ ル 賃 貸 業)
②	家 屋 所 有 者 (ビ ル 賃 貸 業)	受変電設備	償却資産	家 屋 所 有 者 (ビ ル 賃 貸 業)
③	テ ナ ント 事 業 者	看板	償却資産	テ ナ ント 事 業 者
④	テ ナ ント 事 業 者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、 給排水設備、ガス設備	償却資産	テ ナ ント 事 業 者

6 リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (自己の資産として申告必要)	× (申告不要)

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合（所有権留付売買）においても、原則として買主の方が申告することになります。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。

7 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって次の表のとおり取扱うことになります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

8 国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項 目	国 税 の 取 扱 い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 （減価率は15ページの表を使用します）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません ※1
特別償却、割増償却	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
耐用年数の短縮 ※2	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1円）まで	取得価額の5／100
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産）	損金又は必要な経費に算入が可能	損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）
一括償却資産 （取得価格が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能	損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度 （租税特別措置法）	損金又は必要な経費に算入が可能	認められません

※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2 耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することが出来る制度のことです。

Ⅲ 償却資産の評価について

1 償却資産の評価と課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 耐用年数に応ずる減価率 × 1/2) *
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 耐用年数に応ずる減価率) ※以降、毎年この方法により計算し、取得価格の5%まで減価します。取得価格の5%に相当する価格を下回る場合は、取得価格の5%に相当する額を評価額とします。

* _____ は、小数点第4位以下切り捨て。減価率については15ページの表を使用します。

計算例

〔評価額の算出方法〕（概算）

資産の名称等	取得年月	取得価格	耐用年数	減価率	令和8年度 評価額	合計
ルームエアコン	R7. 11	500,000円	6年	0.319	500,000円 × (1 - 0.319 × 1/2) = 420,000円	1,591,200円
看板 (ネオンサイン)	R7. 2	1,600,000円	3年	0.536	1,600,000円 × (1 - 0.536 × 1/2) = 1,171,200円	
資産の名称等	取得年月	取得価格	耐用年数	減価率	令和8年度 評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	R7. 9	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1 - 0.142 × 1/2) = 2,508,300円	3,337,756円
ルームエアコン	R6. 11	500,000円	6年	0.319	420,000円 × (1 - 0.319) = 286,020円	
看板 (ネオンサイン)	R6. 2	1,600,000円	3年	0.536	1,171,200円 × (1 - 0.536) = 543,436円	

(3) 税額の計算方法

$$\boxed{\text{※ 課税標準額 (1,000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{税額 (100円未満切り捨て)}}$$

※ 課税標準額とは寄居町内に所在する資産の価格（課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの）の合計です。

(4) 免税点

課税標準となるべき額が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

(5) 納期

年税額は4回に分けて納めていただくことができます。令和8年度は5月・7月・9月・11月を予定していますが、具体的な納期については令和8年度固定資産税納税通知書等でお知らせします。

なお、町税の納付については、指定された金融機関の口座から振替納付する大変便利な「**口座振替**」をご利用いただけます。

～メモ～

2 減価率及び減価残存率一覧表

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1－(減価率/2)	前年前取得 1－減価率			前年中取得 1－(減価率/2)	前年前取得 1－減価率
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

3 耐用年数表(参考)

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数 (別表第1抜粋)

○建物附属設備

構造用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房通風	冷暖房設備	13
	(冷凍機の出力22kW以下)	
ボイラー	その他のもの	15
	エレベーター	17
昇降機設備	エスカレーター	15
消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
日用		3
店用簡易設備	簡易なもの	3
	その他のもの	15
仕切り	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10
前掲以外		

○構築物

広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
競技場用	ネット設備	15
	野球場、陸上競技場、ゴルフコース	30
運動場用	その他のスポーツ場の排水その他の	
	土工施設	
遊園地用	水泳プール	30
又は学校用	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
緑化施設及び庭園	(工場緑化施設に含まれるものを除く)	
	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
舗装道路	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ビジュアルス敷	3
舗装路面	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート・コンクリートブロック造	15
へい	れんが造(その他のもの)	25
	石造	35
土造	金属造	20
		10
煙突	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	35
	れんが造(その他のもの)	25
金属造		10

○車両及び運搬具(自動車を除く)

自転車及びリヤカー		2
フォークリフト		4
前掲以外	自走能力を有するもの	7
	その他のもの	4

○工具

構造用途	細目	耐用年数
測定及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)		5
治具・取付工具		3
口	金属圧延用	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロール	3
型・鍛圧(打抜)工具	その他のもの	
	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	2
切削工具	その他のもの	3
金属製柱・カッペ		2
活字等	購入活字	3
	自製活字等に常用される金属	8

○器具及び備品

家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品	事務機、いす、キャビネット	15
	主として金属製のもの	8
応接セット	その他のもの	
	接客業務のもの	5
ベッド	その他のもの	8
児童用机及びいす		8
		5
陳列だな、陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
その他の家具	接客業務のもの	5
	その他のもの	
主として金属製のもの	その他のもの	15
		8
ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他の音響機器		5
冷房用又は暖房用機器	冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気、ガス機器	6
		6
永冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式を除く)		4
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品		3
じゅうたんその他の床用敷物	小売業用、接客業務用、放送用、レコード吹込用、劇場用のもの	3
	その他のもの	6
室内装飾品	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
食事又はちゅう房用品	陶磁器又はガラス製のもの	2
	その他のもの	5
その他		
	主として金属製のもの	15
その他のもの		8

構造用途	細目	耐用年数
事務・通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5
	電子計算機 パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く) その他のもの	4 5
	複写機、計算機(電子計算機を除く)、 金銭登録機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5
	インターホン、放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備及びデジタル ボタン電話設備	6
	その他のもの	10
	時計・試験機器及び測定器	10
光学機器・写真製作機器	時計 度量衡器	5 5
	試験又は測定機器	5
看板・広告器具	オペラグラス	2
	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、 その他の機器	5 8
容器・金庫	看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの	3 2
	主として金属製品 その他のもの	10 5
	ボンベ 溶接製 鍛造製 塩素用のもの その他のもの	6 8 10
	ドラムかん、コンテナ、その他の容器 大型コンテナ(長さが6m以上のものに限り) その他のもの	7
	金属製のもの その他のもの	3 2
理容又は美容機器	金庫 手さげ金庫 その他のもの	5 20
	理容又は美容機器	5
医療機器	レントゲン、その他の電子装置使用機器 移動式のもの、救急医療用のもの、 自動血液分析器 その他のもの	4 6
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
	その他のもの 陶磁器製、ガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5

構造用途	細目	耐用年数
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8
	パチンコ器、ビンゴ器、その他類似の球戯用具、射的用具	2
	碁、将棋、麻雀等遊戯具	5
	スポーツ具	3
	劇場用観客いす	3
	どんちよう、幕	5
	衣装、かつら、小道具、大道具	2
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5
	映画フィルム(スライドを含む)、 磁気テープ、レコード シート及びロープ	2
	葬儀用具 楽器 自動販売機(手動式を含む) 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	2 3 5 5 5 10 5
前掲以外		

機械及び装置の耐用年数(別表第2抜粋)

設備の種類・細目	耐用年数
食料品製造業用設備	10
製本業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備	8
窯業又は土石製品製造業用設備	9
金属加工機械製造設備	9
農業用設備	7
林業用設備	5
総合工事業用設備	6
通信業用設備	9
倉庫業用設備	12
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
機械式駐車設備	10
太陽光発電設備	17

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」
昭和40年3月31日 大蔵省令 第15号
中間の改正略
最終改正
令和6年3月30日 財務省令 第30号

Ⅳ その他

1 非課税及び課税標準の特例とされる資産について

一定の要件を満たす償却資産は、地方税法第348条の規定により、非課税となるものがあります。また、地方税法第349条の3及び附則第15条の規定等による課税標準の特例制度があります。

特例適用を受ける資産がある場合には、第26号様式別表1《種類別明細書（増加資産・全資産用）》の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

2 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び寄居町税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますので、ご注意ください。

なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税（最大5年間）となりますので、ご注意ください。

3 実地調査について

地方税法第408条に基づいて、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。また、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく、過年度（最大5年間）に遡及することもありますのであらかじめご承知おきください。

V 償却資産 Q & A

1 事業の用に供する資産について

Q 償却資産の要件の一つとして、「事業の用に供することができる資産」であることとありますが、この「できる」とはどのような意味ですか？

A 「事業の用に供することができる資産」であるということは、現に事業の用に供されている資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれますので、一時的に移動を停止している遊休資産であっても、いつでも移動できる状態であれば、固定資産税の課税対象となります。

2 償却済みの資産について

Q 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 耐用年数を経過し償却済みとなった資産でも、現に事業の用に供することができる状態であれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度は取得価額の5%となります。

3 大型特殊自動車の範囲について

Q 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車の範囲は？

A 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車は、ショベルカー、※フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く）、除雪車、モーターグレーダー等があり、ナンバープレートを取得している場合、自動車登録番号の区分では、「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」が該当します。

※ 大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）の区別

下記の要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車になります。

- (1) 自動車の長さが4.7mを超えるもの (2) 自動車の幅が1.7mを超えるもの
- (3) 自動車の高さが2.8mを超えるもの (4) 最高速度が15km/hを超えるもの

農耕作業用自動車については長さ・高さ・総排気量の基準はなく最高速度が35km/h以上のもの

なお、小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の課税対象となりますので、固定資産税の課税対象とはなりません。

(自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産については、固定資産税の課税対象とはなりません。)

4 家庭用にも使用する備品類について

Q 同一の備品（テレビ、ビデオ、ソファ等）を事業用にも家庭用にも使用している場合、これらの備品類に対して固定資産税は課税されますか？

A 一つの資産を事業用にも家庭用にも使用している場合は、たとえ事業用に使用する割合が家庭用に使用される割合よりも小さい場合でも、その資産全体が償却資産の課税対象になります。

なお、自転車および荷車については、小売店等で事業用にも家庭用にも使用しているような場合、原則として非事業用の資産として取扱い、固定資産税は課税されません。

5 従業員の福利厚生のために供する資産について

Q 会社の社宅のような福利厚生施設の設備・備品に対して固定資産税は課税されますか？

A 固定資産税の課税客体である償却資産は、事業者がその事業に直接的または間接的に使用することができる資産はすべて償却資産に該当します。

また、事業者が従業員の利用に供するために設置している社宅、医療施設、食堂施設、娯楽施設等の福利厚生施設にかかる設備・備品についても、間接的にその事業の用に供するものであると認められるため、償却資産の課税対象になります。